

学校法人相愛学園役員・評議員の報酬等に関する規程

平成25年5月15日 理事会制定

令和5年11月30日 理事会改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人相愛学園（以下「学園」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(役員報酬等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園並びに学園が設置する相愛大学、相愛高等学校及び相愛中学校に専任の教職員として勤務し給与の支給を受ける者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 1,000,000 円
 - (2) 常勤の役員 役員報酬等を支給しない。ただし、寄附行為第11条第3号から第8号に定める理事が理事長となる場合は、理事長としての報酬を支給し、教職員としての給与は支給しないものとする。
 - (3) 非常勤の役員 理事会、評議員会等への出席日当 日額 10,000円（手取額）
- 2 役員に対して、前項に定める報酬以外の手当等は支給しない。ただし、交通費については、その実費を支給する。
- 3 月の途中で理事長に就任した場合は、その月の報酬を日割計算によって、退任又は辞任した場合は、その月分の全額を支給する。

(功労金)

第4条 前条の定めにかかわらず、理事長が退任又は辞任したときは、功労金を支給することができる。功労金の額は、在任年数に応じ、次に定める算式等により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 在任年数10年以下の場合 報酬月額×在任年数×0.6
- (2) 在任年数10年を超える場合 報酬月額×在任年数×(1+10年を超える在任年数×0.1)
- (3) 在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

(評議員の報酬等)

第5条 評議員には、評議員会等への出席の報酬として、日額 5,000円（手取額）を支給する。

2 評議員に対して、前項に定めるもの以外の手当等は支給しない。ただし、交通費については、その実費を支給する。

3 学園並びに学園が設置する相愛大学、相愛高等学校及び相愛中学校に教職員として勤務し給与の支給を受ける評議員には、評議員の報酬等を支給しない。

（報酬等の支給方法）

第6条 この規程に定める報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

1 理事長の報酬については、支給日は毎月20日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 非常勤の役員及び評議員の報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。

3 理事長の功労金については、理事会において決定後1か月以内に支給する。

（公表）

第7条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴取したうえ、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成25年5月15日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、学校法人相愛学園役員報酬に関する規程（平成20年3月28日制定）は廃止する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

1 この規程は、令和5年11月30日から施行する。